

岩見沢市農業委員会第12回総会議事録

1. 日 時 令和3年12月24日 金曜日 午後2時58分から
午後3時32分まで

2. 場 所 岩見沢市立教育研究所 小運動場

3. 出席委員

委 員	杉 村 幸 治	(議席 1番)
委 員	黒 田 芳 明	(議席 2番)
委 員	宮 崎 裕 治	(議席 3番)
委 員	引 頭 一 宏	(議席 4番)
委 員	坂 口 信 幸	(議席 6番)
委 員	日 笠 和 良	(議席 7番)
委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 8番)
委 員	倉 田 真 二	(議席 9番)
委 員	米 内 山 裕 子	(議席 10番)
委 員	宇 井 正 明	(議席 11番)
委 員	山 田 辰 弘	(議席 12番)
委 員	尾 田 憲 朗	(議席 13番)
委 員	西 村 昭 寿	(議席 14番)
委 員	西 谷 内 智 治	(議席 15番)
委 員	戸 田 憲 一 郎	(議席 16番)
委 員	長 森 瞳	(議席 17番)
委 員	久 保 智 則	(議席 18番)
委 員	伊 藤 俊 春	(議席 19番)
委 員	渡 辺 亮 二	(議席 20番)
委 員	長 井 孝 之	(議席 21番)
委 員	池 田 明 博	(議席 22番)
委 員	柿 崎 壽 恵 子	(議席 23番)
委 員	坂 野 博 之	(議席 24番)
委 員	井 川 和 也	(議席 25番)
委 員	馬 場 広 之	(議席 26番)
委 員	志 賀 野 敏	(議席 27番)
委 員	中 林 強	(議席 28番)
委 員	川 北 敏 充	(議席 29番)
委 員	小 倉 和 敏	(議席 30番)
委 員	近 田 昌 枝	(議席 31番)

委 員 干 場 克 二 (議席 32番)
委 員 吉 成 朗 (議席 33番)
委 員 森 一 男 (議席 34番)
委 員 佐々木 利 夫 (議席 35番)
委 員 山 谷 康 雄 (議席 36番)

4. 欠席委員 委 員 高 田 勝 彦 (議席 5番)

5. 事務局出席 事務局長 土 井 盛 慈
農地係長 小 野 洋 志
振興係長 内 山 充 人
振興係主任 船 戸 崇 之
農業振興センター担当主査 山 田 勝 彦
主 査 池 田 大 輔

佐々木代理	只今より、令和3年岩見沢市農業委員会第12回総会を、開催いたします。議事に入る前に先日、総務委員会において、今後の総会の運営方法について協議されましたので、その結果について報告願います。
日笠委員長	総務委員会におきまして、今後の総会の運営方法について、書面会議により協議を行いましたので、その結果を報告いたします。
議 長	<p>新型コロナウイルスに伴う行動制限が緩和されたことにより、11月総会から、事務局担当者からの説明を再開いたしましたが、各常任委員会から説明していたあっせん申出については、引き続き感染防止対策を図るため、説明を省略しているところでございます。最近の感染者数の傾向を見ますと、減少傾向となっており、感染状況に落ち着きが見られることから、これまでと同様に、基本的な感染防止対策を行った上であれば、「各常任委員長からのあっせん申出の説明」を再開することは可能であると判断しましたので、本総会より各常任委員長からのあっせん申出の説明を再開いたします。</p> <p>なお、今後も感染者数の推移等については、十分留意することとし、感染状況が再拡大した場合などは、総会運営の在り方を改めて総務委員会にて協議し決定することにしております。以上、総務委員会より報告といたします。</p> <p>ただ今の報告に対し、ご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>(無しの声)</p> <p>無いようですので、本日の総会より総務委員会報告のとおり運営することといたします。</p> <p>日程1、議事録署名委員を申し上げます。議席番号3番宮崎委員、4番引頭委員にお願いいたします。</p> <p>日程2、会期の決定について、お諮りいたします。本日の付議案件は、報告2件、議案5件となっております。会期は、本日1日ということで、ご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声)</p> <p>異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。</p> <p>日程3、報告第1号農業委員会の動向であります。</p> <p>11月30日、空知管内農業委員研修会を深川市で行いました。委員の皆さんからは19名の参加を頂き、ありがとうございました。</p> <p>同日には、堀田氏の北海道産業貢献賞、伊藤氏の北農会安孫子賞の受賞祝賀会がありました。ちなみに受賞されたのは昨年であります。新型コロナウイルスの影響で遅れたとのことです。</p> <p>12月10日、市議会において武田議員より農業委員会に対し質問がありました。農地の利用集積の状況と公社事業の利用状況等についての質問でした。具体的な内容については議会だよりを見て頂きたいと思いますのでよろしくお願ひします。</p> <p>総会資料には記載されておりませんが、既に皆さん新聞報道等でご存じのとおり、農水省より水田活用の直接支払い交付金の見直しが発表されたところであります。これについて、急遽21日、佐々木代理、中林農地委員長、西谷内副委員長、事務局で協議を行いました。</p> <p>見直しについて実施されると、農地の価格下落をはじめ、荒廃農地の発生等、懸念されることが数多く、担い手農家からの問い合わせが来ている状況です。特に、今後の権利移動や賃借期間中の契約において課題が多いものと思われます。いずれにしても、交付対象から外れる農地が増えることは、地域農業の崩壊につながることなので、安易に畠に戻すのではなく、交付対象を維持することが重要であるという結論に至ったところであります。農業委員会としては、今後の状況を注視しながら、決定した時には速やかに対応について協議しようというところであります。また、関係機関と連携しながら、今回の5年縛りの延長、あるいは将来交付対象として復活できるようにする等、激変緩和の政策を求める要請活動を行うことを決定しました。</p>

なお、翌日 22 日、いわみざわ地域農業再生協議会の報告会が開催されました。この件について情報提供があり、組合員に対する意向調査と現地調査が行われるとのことです、年明けから要請活動を行っていきたいとのことでした。

この件については皆さんとも話し合いが必要だと思いますので、後程質問等がありましたらお受けしたいと思います。

動向報告は以上です。

日程 4、報告第 2 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による農用地利用集積計画の告示についてを上程いたします。説明を求めます。

議長、振興係長。

内山係長。

報告第 2 号、農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による農用地利用集積計画の告示について、ご報告いたします。

この件については、先月の総会においてご協議をいただき、集積計画を作成することでご承認をいただきました。

議案 4 ページ別紙 1 の上の表に記載の賃貸借権関係は、北海道農業公社の農地保有合理化事業による一時貸付で、賃貸借権 31 番外 4 件の賃貸借権の設定です。

次に、同ページ下の表から 5 ページ別紙 2 の上の表に記載の所有権移転関係について、所有権 99 番外 7 件は、農地保有合理化事業による所有権移転の設定です。

次に、同ページ下の表に記載の賃貸借権関係は一般分で、賃貸借権 30 番外 3 件の賃貸借権の設定です。

次に、議案 6 ページ別紙 3 から 7 ページ別紙 4 に記載の所有権移転関係は全て一般分で、所有権 98 番外 13 件の所有権移転の設定です。

以上につきまして、告示第 219 号で令和 3 年 1 月 30 日に告示したことをご報告いたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

次に審議に入ります。日程 5、議案第 1 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを上程いたします。説明を求めます。

議長、土地改良推進事務所担当主査。

池田主査

それでは、総会議案 8 ページ、議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、その内容について説明いたします。

議案 9 ページ、整理番号 1 番については、特例事業として公益財団法人北海道農業公社が実施する農地保有合理化事業に参加することから解約するもので、12 月 6 日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

次に、議案同ページ、整理番号 2 番については、貸主が他の農業者に農地を譲り渡すことから解約するもので、12 月 6 日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

次に、議案同ページ、整理番号 3 番、議案 10 ページ、整理番号 4 番から 5 番については、それぞれ貸主が他の農業者に農地を貸し付けることから解約するもので、12 月 6 日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

これらの各案件については、農地法第 18 条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられるため、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

内山係長

議長

内山係長

議長

池田主査

議長

池田主査

議長

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程6、議案第2号農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを上程いたします。説明を求めます。

議長、振興係主任。

船戸主任

船戸主任

それでは、総会議案11ページ、議案第2号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、ご説明申し上げます。

議案12ページ、別紙1の整理番号1番から4番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。

日程7、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

議長、農地係長。

小野係長

小野係長

小野係長

それでは、総会議案13ページ、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は16件で、内訳につきましては、使用貸借権の設定が8件、所有権移転の設定が8件でございます。

総会議案14ページ、整理番号1番に記載の譲渡人は、農地を相続したが耕作困難なことから、近隣農業者へ譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るもので。価格は、田畠共に10aあたり [] 円、総額は、[] 円です。なお、申請地は12月13日に杉村委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案同ページ、整理番号2番に記載の譲渡人は、賃貸している農地を耕作者へ譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るもので。価格は、田で10aあたり [] 円、総額は、[] 円です。なお、申請地は12月13日に干場委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案同ページ、整理番号3番に記載の譲渡人は、農地を相続したが耕作困難なことから、近隣農業者へ譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るもので。価格は、田で10aあたり [] 円、総額は、[] 円です。なお、申請地は12月13日に森委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案同ページ、整理番号4番に記載の譲渡人は、人材不足により試験農場の耕作が困難なため、近隣農業者へ譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るもので。価格は、田畠共に10aあたり [] 円、総額は、[] 円です。なお、申請地は12月13日に山田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案15ページ、整理番号5番に記載の譲渡人は、体調不良で耕作困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るもので。価格は、田畠共に10aあたり [] 円、総額は、[] 円です。なお、申請地は12月13日に吉成委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案同ページ、整理番号6番に記載の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るもので。価格は、畠で10aあたり [] 円、総額は、[] 円です。

円です。なお、申請地は12月13日に馬場委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案同ページ、整理番号7番に記載の譲渡人は、農地を相続したが耕作困難なことから、近隣農業者へ譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るもので。価格は、畠で10aあたり[REDACTED]円、総額は、[REDACTED]円です。なお、申請地は12月13日に日笠委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案同ページ、整理番号8番に記載の譲渡人は、遠隔地に居住しており耕作困難なことから、近隣農業者へ譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るもので。価格は、田で10aあたり[REDACTED]円、総額は、[REDACTED]円です。なお、申請地は12月13日に山田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案16ページ、整理番号9番に記載の貸主は、隣接する農地所有適格法人に農地を貸し付けるもので、借主は、申請地を無償で借り受け、規模拡大により経営の安定を図るもので。なお、申請地は12月13日に尾田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案同ページ、整理番号10番に記載の貸主は、所有する農地を後継者に使用貸借権の設定により貸し付け、経営を移譲するもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を借り受け、農業経営を開始するもので。なお、申請地は12月13日に山田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案同ページ、整理番号11番に記載の貸主は、所有する農地を後継者に使用貸借権の設定により貸し付け、経営を移譲するもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を借り受け、農業経営を開始するもので。なお、申請地は12月13日に長森委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案17ページ、整理番号12番に記載の貸主は、所有する農地を後継者に使用貸借権の設定により貸し付け、経営を移譲するもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を借り受け、農業経営を開始するもので。なお、申請地は12月13日に久保委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案同ページ、整理番号13番に記載の貸主は、所有する農地を後継者に使用貸借権の設定により貸し付け、経営を移譲するもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を借り受け、農業経営を開始するもので。なお、申請地は12月13日に西谷内委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案同ページ、整理番号14番に記載の貸主は、所有する農地を後継者に使用貸借権の設定により貸し付け、経営を移譲するもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を借り受け、農業経営を開始するもので。なお、申請地は12月13日に森委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案18ページ、整理番号15番に記載の貸主は、所有する農地を後継者に使用貸借権の設定により貸し付け、経営を移譲するもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を借り受け、農業経営を開始するもので。なお、申請地は12月13日に池田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案同ページ、整理番号16番に記載の貸主は、所有する農地を後継者に使用貸借権の設定により貸し付け、経営を移譲するもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を借り受け、農業経営を開始するもので。なお、申請地は12月13日に杉村委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長	質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。
西谷内委員長	日程8、議案第4号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを上程いたします。この件につきましては、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。
議長	第4地区の説明をお願いいたします。西谷内委員長。 第4地区常任委員会より、ご説明いたします。議案20ページ、所有権120番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るもので。以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
宇井委員長	質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。西谷内委員長は自席にお戻りください。
議長	次に、第7地区の説明をお願いいたします。宇井委員長。 第7地区常任委員会より、ご説明いたします。議案21ページ、賃貸借39番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受け、規模拡大により経営の安定を図るもので。
内山係長	次に、議案22ページから25ページ、所有権121番から123番について、譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難等のため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け規模拡大により経営の安定を図るもので。以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
議長	質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。宇井委員長は自席にお戻りください。
内山係長	日程9、議案第5号、農地中間管理機構による農用地の買入協議要請についてを上程いたします。説明を求めます。
議長	議長、振興係長。 内山係長。 議案第5号、農地中間管理機構による農用地の買入協議要請についてご説明いたします。
内山係長	議案27ページから29ページ、整理番号1番から9番の土地所有者によるあっせん申し出につきましては、農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社が、特例事業として実施する農地保有合理化事業に採択される必要性がありますことから、岩見沢市長に対し、農業公社への農用地の買入協議の通知を行うように要請するものでございます。
議長	事業区分といたしましては、整理番号4番が10年貸付タイプ、その他については全て5年貸付タイプへの参加申込を予定しております。 以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
内山係長	質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

倉田委員長

次にその他ですが、農政委員会より報告がありますので、お願いいいたします。

農政委員会より、「いわみざわ農業委員会だよりNo.17」の発行について報告いたします。

今年度、計3回にわたり農政委員会を開催し、内容を精査してまいりました。お手元に配付した農業委員会だよりの冊子をもとに、ご説明いたします。ページ数は、6ページとなっております。主な内容といたしましては、農業者年金新規加入者数の結果、農業者年金の制度改正、新規参入者の声、全国農業新聞の記事などを盛り込んでいます。

また、詳細につきましては、ページごとに説明させていただきます。まず表紙ですが、コロナ禍での総会の様子を知っていただけるよう、緊急事態宣言発出による出席委員を制限した会場の様子をのせています。

次に2ページですが、上段は山谷会長のあいさつ、下段は農業委員会組織の名簿をのせ、新年のご挨拶としております。名簿には前回同様、各地区常任委員会ごとに委員全員の名前をのせました。

3ページは、農業者年金のページです。昨年度の農業者年金新規加入者数の結果と年金加入のPR、下段は、農業者年金制度の改正をのせています。

4ページは、上段に新規参入者の声をのせており、中段は北海道農業経営相談所の紹介、下段に農地パトロールをのせています。

5ページは、提出書類の周知等を記載しておりますが、農業従事者調査票の提出日の期限に誤りがありましたので、訂正文を差し込んでいます。

最後の6ページは、本年4月16日付けの全国農業新聞北海道版において、岩見沢市農業委員会だよりが紹介されましたので、掲載をいたしました。以上が冊子の内容でございます。

農家の皆様への配布は、毎年、いわみざわ農協及び峰延農協にご協力をお願いしており、既に依頼を終えております。年明けのJA広報配付と同時に各戸配付される予定になります。また、市役所、各支所、JA、改良区、共済組合、観光協会等関係する機関に、十数部程度、置いてもらうことにしており、市ホームページにおいても前回に引き続き掲載いたします。以上で、「いわみざわ農業委員会だよりNo.17」の発行について、農政委員会からの報告といたします。

議長

只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

倉田委員長は自席にお戻りください。

その他、何かございませんか。

(無しの声)

次に、来月1月の総会ですが、年明けの1月28日(金)午後3時00分から、とりあえずこの場所で開催いたします。以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。